


ルールを守り、安全な火入れを実施しましょう。
 ～毎年河川の施設等が損傷する事故が発生しています！～ 



堤防法面を損傷



工事資材を焼失

 未申請の火入れは
禁止しています※



電柱支線を損傷



看板を損傷

※火入れ禁止箇所※

1. 堤防法面(斜面)
 ※堤防が弱体化すること、また通信用光ファイバーケーブルや堤防補強材等が埋設されている場合があるため堤防法面での火入れは禁止します。
2. 構造物(樋管やカメラ、電柱等)設置場所
3. 河川工事箇所
4. 都城市からの火入れ許可申請範囲外の箇所

※火入れによって構造物(電線・通信線・樋管等)を損傷した場合は**復旧費**を負担して頂く場合があります。

火入れの際は、火入れ日の10日前までに、「火入れ許可申請」を都城市役所森林保全課へ提出してください。ご協力よろしくお願い致します。



申請先：都城市森林保全課 (TEL:23-2152)





ゴミの不法投棄は絶対にやめてください!



～市民のモラルが問われています!～



大淀川のような場所で、ゴミの不法投棄が頻繁に行われています。その中でも大問題となっている天神橋左岸側(都城市下水流町)の竹林を伐採し、ゴミの撤去を行いました。竹が大量に繁茂することで人の目につかず、空き缶やペットボトル等の一般ゴミからテレビや食器乾燥機等の電化製品まで大量に捨てられていました。



5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



付近に監視カメラを設置しています。竹を伐採したことで見通しがよくなったため、発見次第、警察に通報します。

伐採前



竹が大量に繁茂
見通しも悪くゴミの捨てやすい環境となっていました

伐採中



竹を伐採してみると大量のゴミが出てきました

伐採後



こんなにキレイになりました!



捨てられていたゴミです。後ろの土嚢袋も中身は全てゴミです。

都城出張所は、地域の方々に親しみをもってもらえるような川づくりを目指しています。不法投棄を減らすために皆様の協力が必要です! 処理費用は皆さんの貴重な税金により支払われています。ゴミはゴミ箱に、そんなあたり前のことを守っていきましょう。もし、不法投棄を目撃された方は、不法投棄を行っている人や車の特徴を都城出張所までご連絡ください。

発行元・問い合わせ先

〒885-0011 都城市下川東2丁目19-3
国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所
(TEL) 0986-23-2947 (FAX) 0986-23-2952

